

大分県報

令和五年
第四四六号
九月二十二日

（金曜日）

目次

告示

青少年に有害な興行の指定	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
区画漁業の免許	二
道路区域の変更	五
大分海区漁業調整委員会告示	五
豊前海におけるあさりの採捕の禁止	五
かく長三センチメートル以下のあさりの採捕の禁止	六
伊予灘海域におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止	六
競争入札参加者の資格に関する公示	七
一般競争入札の実施	八

○告示

大分県告示第四百四号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和五年九月二十二日

大分県知事

佐藤 樹一郎

指定年月日

種類

題名

制作社名
又は配給社名

指定理由

〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
はまぐり三景 吸っていじって	熟女けものみち	新・監禁逃亡	まん開ヒールズ 女の魔剣と熟女のアソコ	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
オーピー映画	新東宝映画	新東宝映画	オーピー映画	オーピー映画	

大分県告示第四百五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
大分市大字旦野原七百番地
国立大学法人 大分大学
学長 北野 正剛
- 特定事業場の所在地及び名称
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地
大分大学挾間キャンパス
- 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二
イ 洗浄施設

種

類 洗浄施設

①	〇・〇五㎡	二基
②	〇・〇九㎡	一基

令和五年九月二十二日

大分県報（告示）

項目	単位	通常値	最大値	排水口名	4 汚水等の処理の方法 設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。 5 排出水の量及び汚染状態の値	汚水等の値				汚水等の一日当たりの量						使用の季節的変動なし	一日当たりの使用時間 八時間	使用開始予定年月日 令六・二・一	工事完成予定年月日 令六・一・三一	工事着手予定年月日 令五・一〇・一七	能力																		
						りん含有量 mg/L	窒素含有量 mg/L	浮遊物質 mg/L	生物化学的酸素要求量 mg/L	項目	項目	項目	項目	①	②						③	④	⑤	⑥															
一日当たりの排出水量	m ³ /日	二三五・二	三〇八・七	排水口A		六〇	八〇	一〇〇	六〇	⑥	⑤	④	③	②	①	〇・一三	〇・〇五	〇・〇九	〇・一六	〇・〇九	〇・一〇	〇・一三	〇・一五	〇・一七	〇・一六	〇・一五	〇・一三	〇・一六	〇・一五	〇・一三	〇・一六	〇・一五	〇・一三						
通常値																																							
最大値																																							
区第二〇九号	区第二〇九号	区第二〇九号	区第二〇九号	区第二〇九号	区第二〇三号	大分市府内町三丁目 五番七号 大分県漁業協同組合 代表理事組合長 中根 隆文	漁業権者の住所及び 氏名又は名称	免許の内容	条件	存続期間	大分県告示第四百六号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十九条第一項の規定により、令和五年九月一日付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。 令和五年九月二十二日 大分県知事 佐藤 樹一郎										1 縦覧期間 令和五年九月二十二日から同年十月十三日まで	2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所	その他参考となるべき事項 公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ	汚水 水素イオン濃度 mg/L	汚水 生物化学的酸素要求量 mg/L	汚染 化学的酸素要求量 mg/L	状態 浮遊物質 mg/L	の値 窒素含有量 mg/L	り ん 含 有 量 mg/L	六・一〇六・五	六・一〇二・五	六・一〇二・五	三	〇	一・六二五	〇・六二五	六・一〇六・五	六・一〇二・五	六・一〇二・五
区第四〇二号	区第四〇二号	区第四〇二号	区第四〇二号	区第四〇二号	区第二〇三号	大分市府内町三丁目 五番七号 大分県漁業協同組合 代表理事組合長 中根 隆文	漁業権者の住所及び 氏名又は名称	免許の内容	条件	存続期間	大分県告示第四百六号 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十九条第一項の規定により、令和五年九月一日付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。 令和五年九月二十二日 大分県知事 佐藤 樹一郎										1 縦覧期間 令和五年九月二十二日から同年十月十三日まで	2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所	その他参考となるべき事項 公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ	汚水 水素イオン濃度 mg/L	汚水 生物化学的酸素要求量 mg/L	汚染 化学的酸素要求量 mg/L	状態 浮遊物質 mg/L	の値 窒素含有量 mg/L	り ん 含 有 量 mg/L	六・一〇六・五	六・一〇二・五	六・一〇二・五	三	〇	一・六二五	〇・六二五	六・一〇六・五	六・一〇二・五	六・一〇二・五

区第八七〇号	区第八七〇号	東国東郡姫島村二一二番地の三〇〇 姫島車えび養殖株式会社 代表取締役社長 松原 幸一	告示のとおり。	同上	同右
区第七七〇号	区第七七〇号	代表社員 秦 重憲	告示のとおり。	同上	令和五年九月一日から 令和十五年八月三十一日まで
区第四八五号	区第四八五号	国東市国見町伊美二四八九番地 くにさき漁業合同会社	告示のとおり。	同上	同右
区第四八三号	区第四八三号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第四八二号	区第四八二号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第四八一号	区第四八一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第四八〇号	区第四八〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二八一号	区第二八一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二八〇号	区第二八〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第二五六一号	区第二五六一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第六六一号	区第六六一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第六六〇号	区第六六〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第四六一号	区第四六一号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第四五五三号	区第四五五三号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第四五五二号	区第四五五二号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第三九五〇号	区第三九五〇号	同右	告示のとおり。	同上	同右
区第四六四二号	区第四六四二号	同右	告示のとおり。	同上	同右

令和五年九月二十二日

大分県報(告示・大分海区漁業調整告示)

五

大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十一号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。
 ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。
 令和五年九月二十二日
 大分海区漁業調整委員会会長 小野 眞一

一 禁止区域
 次に掲げるイからへまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更		敷地の幅員	延 長	備 考
		前	後			
道路の種類及び路線名	区 間	後	B	メートル 三二・五 九・四	三二五・九	
		前	B			
道路の種類及び路線名	区 間	後	A	メートル 三二・六 四・三	三三七・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		前	A			

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第四百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和五年九月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和五年九月二十二日

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市小祝漁港の旧突堤の先端の跡に設置した標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ハから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間等

令和五年十月一日から令和六年九月三十日までの間のそれぞれ日没から日の出まで。

ただし、令和五年十月十六日から同月三十一日までの間については終日

大分海区漁業調整委員会告示第十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、次のとおりかく長三センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和五年九月二十二日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

一 禁止区域

次に掲げるイからへまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市小祝漁港の旧突堤の先端の跡に設置した標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ハから真方位三百四十二度四十分三十秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間

令和五年十月一日から令和六年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、次のとおりたちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。

令和五年九月二十二日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

一 禁止区域

伊予灘協定水域（点コと点サを結ぶ直線、点ス、点ツ及び点セを順次結ぶ直線、点テと点トを結ぶ直線、点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、点セと点テ、点トと点ナ及び点コと点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八千メートルの線で囲まれた水域をいう。）のうち、伊予灘協定東部海域（伊予灘協定水域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をいう。）並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域

点ア 大分県大分市関崎

点イ 大分県国東市安岐崎沖灯浮標

点ウ 大分県国東郡姫島村姫島灯台

点エ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点オ 山口県熊毛郡上関町祝島北西端

点カ 山口県熊毛郡上関町祝島南端

点キ 山口県熊毛郡上関町祝島東端

点ク 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台

点ケ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台

点コ 点ウから点エ見通し八千メートルの点

点サ 点エから点ウ見通し八千メートルの点

点シ 点オから点ウ見通し五千メートルの点

点ス 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

千メートルの線との交点

点セ 点クから点カ見通し八千メートルの点

点ソ 点ケから点シ見通し八千メートルの点

点タ 点アと点イを結ぶ直線と点セと点ソを結ぶ直線の延長線との交点

点チ 点アと点イを結ぶ直線と大分県国東半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線

との交点

点ツ 点キと点クを結ぶ直線と点ソと点セを結ぶ直線の延長線との交点

点テ 点セと点タを結ぶ直線と愛媛県佐田岬半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ト 点セと点タを結ぶ直線と大分県大分市高島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

点ナ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

二 禁止期間

令和五年十月一日から令和六年九月三十日まで

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年九月二十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 調達をする物品等の種類
交通安全施設用回線契約
- 二 競争入札の参加者の資格
 - 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 - (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ないもの
 - (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

- 四 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
- (五) 国税又は大分県税を滞納している者
- (六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - (一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
 - (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
- (三) 経営規模
 - イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
 - ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
 - 四 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
 - (五) その他知事が必要と認める事項
- 三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - 1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五七
 - 2 申請書の提出先及び問合せ先
 - 3 申請の時期

令和五年九月二十二日から同年十月十九日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
 - 4 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

令和五年九月二十二日

大分県報（大分海区漁調委告示・公告）

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（同年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 一の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年9月22日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類
交通安全施設用回線契約

(2) 回線契約の内容

5の(1)に掲げる場所において示す「交通安全施設用回線契約仕様書」のとおり

(3) 借入期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで（60か月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 納入場所

大分県警察本部交通部交通規制課交通管制センターほか

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この公告の日から8の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

(6) 納入しようとする通信回線等が仕様を満たすことを証明する次に掲げる書類等を令和5年10月19日（木）午後5時45分までに大分県警察本部交通部交通規制課に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。

ア 全体概要図

<p>イ 製品仕様書 ウ カタログ エ 運用保守体制 オ 交通安全施設用回線に係る提供役務の納入実績</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間 入札参加を希望する者は、入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和5年11月6日（月）午後5時45分（必着）までに持参又は郵送により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県警察本部交通部交通規制課交通管制センター 〒870-0046 大分市荷揚町5番6号 電話 097-536-2131 内線 711-603</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望するもの手続 競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和5年9月22日（金）から同年10月19日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページ（https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html）より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 大分県警察本部交通部交通規制課交通管制センター 〒870-0046 大分市荷揚町5番6号 電話 097-536-2131 内線 711-603 (2) 日時 令和5年9月22日（金）から同年11月8日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p>	<p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係 (2) 提出期限 令和5年11月9日（木）午後10時。ただし、郵送の場合は、同月8日（水）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>8 競争入札及び開札の場所及び日時等 (1) 場所 大分県庁舎新館9階 会議室 (2) 日 時 令和5年11月9日（木）午前10時 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合において、再度の場、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>9 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>10 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納入すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>11 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>12 最低制限価格に関する事項</p>
---	--

<p>設定しない。</p> <p>13 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 5の(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時 5の(2)に同じ。</p> <p>14 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>15 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>16 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>17 その他</p> <p>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合があります。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>18 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Lines for traffic safety facilities and equipment related to line connection Support system, etc.</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 a.m. 9 November 2023</p>	<p>(3) Office Traffic Regulation Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
--	--